

宮古島市告示第149号

宮古島市脱炭素先行地域電気自動車等シェアリング事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年10月28日

宮古島市長 嘉数 登



宮古島市脱炭素先行地域電気自動車等シェアリング事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

宮古島市脱炭素先行地域電気自動車等シェアリング事業補助金交付要綱（令和7年宮古島市告示第30号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「

電気自動車等	(1) 申請車両は、交付決定後に初度登録される車両であること。 (2) 申請者が購入する又はリース契約にて導入する車両であること。 (3) 申請車両の自動車検査証記録事項上の所有者及び使用者の氏名又は名称の欄が申請者であること。ただし、リースの場合は、使用者の氏名又は名称の欄が申請者であること。 (4) 市シェアリング補助金の交付対象となる電気自動車等は、次のいずれかの条件を満たすものであること。 ① 拠点において、車両の走行による想定年間消費電力量を賄うことができる再エネ発電設備（全量売電しているものを除く。以下同じ）と接続して、充電を行うものであること。 ② 再エネ発電設備を設置できない場合又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合について
--------	---

	は、その不足分について再エネ電力証書（グリーン電力証書、再エネ電力由来Jクレジット、FIT非化石証書又は非FIT非化石証書（再エネ指定））の購入を行うものであること。 (5) 通信・制御機器、充放電設備又は充電設備と合わせて、外部給電が可能な電気自動車等であること。
--	---

」を「

電気自動車等	(1) 申請車両は、交付決定後に発注され、かつ、初度登録される車両であること。 (2) 申請者が購入し、又はリース契約にて導入する車両であること。 (3) 申請車両の自動車検査証記録事項上の所有者及び使用者の氏名又は名称の欄が申請者であること。ただし、リースの場合は、使用者の氏名又は名称の欄が申請者であること。 (4) 市シェアリング補助金の交付対象となる電気自動車等は、次のいずれかの条件を満たすものであること。 ① 拠点において、車両の走行による想定年間消費電力量を賄うことができる再エネ発電設備（全量売電しているものを除く。以下同じ。）と接続して、充電を行うものであること。 ② 再エネ発電設備を設置できない場合又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合については、その不足分について再エネ電力証書（グリーン電力証書、再エネ電力由来Jクレジット、FIT非化石証書又は非FIT非化石証書（再エネ指定））の購入※を行うものであること。 ※ リース期間中に発生が想定されるCO₂排出分相当の再エネ電力証書を購入し、当該購入費用をリース
--------	---

	料に含めて支払う形式を含む。 (5) 通信・制御機器、充放電設備又は充電設備と合わせて、外部給電が可能な電気自動車等であること。
--	--

」に改める。

別表第4中「

電気自動車等	(1) 支払証ひょう（写し）又は全額支払の手続が完了していることを証明する書類（写し）（注） (2) リースの場合は、リース契約を示す書類（写し） (3) 導入状況を示すカラー写真 (4) 自動車検査証（写し）及び自動車検査証記録事項（写し） (5) 次のいずれか又は両方を確認できる資料。 ① 再エネ発電設備の設備容量が確認できる資料 ② 再エネ電力証書購入により調達する電力量が確認できる資料 (6) カーシェア事業として電気自動車等を貸し渡す相手として、地域住民等の個人、他の民間企業及び他の地方公共団体を含む内容である場合は、下記のいずれかの書類。ただし、貸し渡す相手を所属する社員のみとしている場合を除く。 ① レンタカー事業許可証（写し） ② カーシェア事業許可証（写し） (7) その他市長が必要と認めるもの
--------	--

」を「

電気自動車等	(1) 支払証ひょう（写し）又は全額支払の手続が完了していることを証明する書類（写し）（注） (2) リースの場合は、リース契約を示す書類（写し） (3) 導入状況を示すカラー写真 (4) 自動車検査証（写し）及び自動車検査証記録事項（写
--------	---

	し) (5) 次の各号のいずれか又は両方を確認できる資料 ① 再エネ発電設備の設備容量が確認できる資料 ② 再エネ電力証書購入により調達する電力量又は無効化（オフセット）されるCO₂量が確認できる資料 (6) カーシェア事業として電気自動車等を貸し渡す場合は、次の各号のいずれかの書類。ただし、無償で貸し渡す場合を除く。 ① レンタカー事業許可証（写し） ② カーシェア事業許可証（写し） (7) その他市長が必要と認めるもの
--	--

」に改める。

様式第1号を次のように改める。

宮古島市長 様

(申請者)

住 所 :

氏名又は名称 :

印

商 号 :

代表者氏名 :

補助金交付申請書

宮古島市脱炭素先行地域電気自動車等シェアリング事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

なお、第3条第1項各号に該当することを申し出て、同項第3号に係る納税等の状況について宮古島市担当部署が調査することに同意します。

記

1. 申請内容

(1)	主たる保管場所又は設置場所		
(2)	車種又は機種	電気自動車等	車 種 : 蓄電池容量 : kWh
		V2H 充放電設備	メーカー : 型 式 名 :
		充電設備	メーカー : 型 式 名 :
(3)	導入（納車・設置）年月日 ※1		年 月 日（予定）
(4)	契約形態（いずれかに○印）		① 購入（現金） ② 購入（ローン） ③ リース
(5)	車両等導入に要する経費（税抜）（千円未満切捨て）		千円
(7)	補助金交付申請額		円
(8)	想定月間走行距離（※2）		
(9)	車両の充電方法		① 再エネ発電設備からの電力供給による充電 ⇒2・3へ進み詳細をご記載ください。 ② ①以外 ⇒3へ進み詳細をご記入ください。

※1 補助金交付決定後発注された車両であること（リースの場合は、リース会社において補助金交付決定後新規に発注された車両であること。）。

※2 1か月を30日として、社用車及びカーシェア事業の合計走行距離の想定値をご記載ください。

【参考】宮古島市の車両平均走行距離（出典：宮古島市電気自動車普及に係る基本計画書）（業務用は出典資料より計算）

個人利用（一般車） 平日：13.7km/日 休日：16.7km/日

業務用（EV車） 個人：約23.4km/日 法人：約26.9km/日

2. 車両を充電する再エネ発電設備（全量売電を除く。）

再エネ発電設備設置場所	
再エネ発電設備の所有者 （※1）	
車両の主たる保管場所又は設置場所からの距離（※2）	
再エネ発電設備種類 （例 太陽光発電設備）	
設備容量（kW） （契約書等でご確認ください。）	

※1 PPA事業者より電力供給を受けている場合は、PPA事業者名をご記載ください。

※2 車両の主たる保管場所又は設置場所と同一の場所である場合は、同一場所とご記載ください。

☐原則上記の再エネ発電設備にて、補助対象車両を充電して使用いたします。

☐上記の再エネ発電設備からの充電にて（又は3再エネ電力証書購入と併せて）、補助対象車両の走行に必要な年間消費電力量を賄うことができます。

3. 再エネ発電設備を設置できない場合又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合に購入する再エネ電力証書（※1）

再エネ電力証書取得方法	①再エネ電力証書を購入して取得 ②再エネ電力証書をリース会社にて購入し、購入費用をリース費用に含めて支払う方式で取得
再エネ電力証書の種類	①グリーン電力証書 ②再エネ電力由来Jクレジット ③FIT 非化石証書または非FIT 非化石証書（いずれも再エネ指定）

※1 再生可能エネルギーから生産された電力には、「電気や熱そのものの価値」の他に、二酸化炭素を排出しないという「環境価値」を持っています。「環境価値」だけを切り離し「再エネ電力証書」の形式で取引することが可能です。「再エネ電力証書」の購入量に該当する電力使用量は、再エネ電力を使用したものとみなすことができます。

☐上記の再エネ電力証書購入にて（又は2再エネ発電設備からの充電と併せて）、補助対象車両の走行に必要な年間消費電力量を賄うことができます。

[添付書類]

- ☐ 宮古島市脱炭素先行地域電気自動車等シェアリング事業補助金交付要綱別表第3に掲げる書類

（補助金交付申請に係る留意点）

※クリーンエネルギー自動車導入促進補助金、クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金及び宮古島市脱炭素先行地域づくり電気自動車・充電設備等導入補助金との併用不可

※交付決定前に発注されたものについては補助対象外

※その他交付要件等は、宮古島市脱炭素先行地域電気自動車等シェアリング事業補助金交付要綱に定める。

様式第5号を次のように改める。

年 月 日

宮古島市長 様

住 所：
氏名又は名称： 印
商 号：
代表者氏名：

実績報告書

年 月 日付け宮古島市指令第 号で交付決定通知のあった
宮古島市脱炭素先行地域電気自動車等シェアリング事業補助金については、補助対象車両
等の導入が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1	車種又は機種	電気自動車等	車 種： 蓄電池容量： kWh
		V 2 H 充放電設備	メーカー： 型 式 名：
		充電設備	メーカー： 型 式 名：
2	導入（納車・設置）年月日 ※		年 月 日
3	契約形態（いずれかに○印）		① 購入（現金） ② 購入（ローン） ③ リース
4	補助対象車両等導入に要した 経費（税抜）		千円

※ 補助金交付決定後発注された車両であること（リースの場合は、リース会社において補助金交付決定後新規に発注された車両であること。）。

【 添付書類 】

☐ 宮古島市脱炭素先行地域電気自動車等シェアリング事業補助金交付要綱別表第4
に掲げる書類

様式第 7 号を次のように改める。

宮古島市長 様

住 所：
氏名又は名称： 印
商 号：
代 表 者 氏 名：

補助金支払請求書

年 月 日付け宮古島市達第 号で補助金の額の確定通知のあった宮古島市脱炭素先行地域電気自動車等シェアリング事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 受付番号 _____

2 補助金請求額 _____ 円

3 補助金の振込先

金融機関名	(ふりがな)
支店名	(ふりがな)
預金種類	普 通 ・ 当 座
口座番号	
口座名義 (※)	(ふりがな)

※ 申請者本人名義の口座。ただし、リース利用の場合は、契約したリース会社名義の口座を指定すること。

様式第12号を次のように改める。

宮古島市長 様

補助対象車両等に関する誓約書兼協力同意書

1. 誓約事項

（１）宮古島市脱炭素先行地域電気自動車等シェアリング事業補助金（以下「市シェアリング補助金」といいます。）の交付を受けて導入した電気自動車等について、下記のいずれかのカーシェアリング事業を実施いたします。

- ① 平常時に社用車として使用し、災害時に限らず、遊休時に社用以外の用途に供するため社員等に有償又は無償にて貸し渡すものであること。
- ② 平常時に社用車として使用し、災害時に限らず、他の地方公共団体又は民間企業間で共有するものであること。

（２）市シェアリング補助金の交付を受けて導入した電気自動車等について、下記の再エネ接続条件を遵守いたします。機器の破損等やむを得ない事情により、再エネ接続条件が充足できなくなった場合は、速やかに宮古島市長へ報告いたします。

- ① 拠点において、車両の走行による想定年間消費電力量を賄うことができる再エネ発電設備と接続して、充電を行うものであること。
- ② 再エネ発電設備を設置できない場合、又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合については、その不足分について再エネ電力証書（グリーン電力証書、再エネ電力由来 J クレジット、F I T 非化石証書又は非 F I T 非化石証書（再エネ指定））の購入※を行うものであること。

※ リース期間中に発生が想定される CO2 排出分相当の再エネ電力証書を購入し、当該購入費用をリース料に含めて支払う形式を含む。

（３）市シェアリング補助金の交付を受けて導入した V 2 H 充放電設備又は充電設備について、市シェアリング補助金により導入する電気自動車等の付帯設備として導入する場合を除き、再エネ発電設備から電力供給が可能であるよう措置いたします。

2. 同意事項

- ・市シェアリング補助金の交付を受けて導入した補助対象車両等について、宮古島市脱炭素先行地域電気自動車等シェアリング事業補助金交付要綱第 15 条に定める事項へ協力することに同意いたします。

住 所	〒
氏名又は名称	印
商 号 代表者（法人の場合）	
連絡先	担当者： 電話： 携帯： メールアドレス：

附 則

この告示は、公布の日から施行する。